

再資源化預託金等に付する利息の 計算で使用する2019年度の利率

2020年6月8日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

（１）再資源化預託金等に付する利息の考え方		P2
（２）2019年度の利率		P3
参考１ 各年度の利率の推移		P4
参考２ 関連法令		P5
独立業務実施者の保証報告書		P6

(1) 再資源化預託金等に付する利息の考え方

使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条では、資金管理法人は主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さねばならないと規定している。

再資源化預託金等に付する利息の考え方

- ①使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条では、資金管理法人は主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さねばならないとしており、主務省令（同法施行規則第70条）で詳細が規定されている。
- ②同法施行規則第70条では、当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から、以下に掲げる行為が行われた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た利息を付すこととしている。
 - ・再資源化等預託金について、自動車製造業者等から払渡し請求をされたとき。
 - ・再資源化預託金等について、中古車輸出した自動車所有者から返還請求をされたとき。
 - ・再資源化預託金等について、特定再資源化預託金等として出えん等の承認申請、又は自動車所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部負担（割引）の認可申請がされたとき。
 - ・情報管理預託金について、情報管理センターから払渡し請求をされたとき。

（利息が付される期間の例示）

○：預託日 ▲：請求・申請日

	2018年度	2019年度	2020年度	利息付与の年度
ケース1	○		▲	2018、2019年度
ケース2		○	▲	2019年度
ケース3			○▲	利息の付与なし

(2) 2019年度の利率

再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2019年度の利率は、**0.504%**とする。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条及び同法施行規則第70条の規定に基づき、算出した結果、再資源化預託金等に付する利息計算で使用する2019年度の利率を以下のとおりとする。

分子

①2019年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金の総額

4,682,460,390円

+

②2018年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額
[⑥(ハ)と同じ]

6,130,624円

+

③2019年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等
[⑥(ニ)と同じ]

9,753,423円

+

④2018年度以前に請求され、2019年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、2018年度までの複利計算をした元利合計額と返還金額との差額
[⑥(ホ)と同じ]

22,938,411円

分母

⑤2019年度末における再資源化預託金等の残高
= (イ)+(ロ)-(ハ)-(ニ)-(ホ)-(ヘ)
= **861,822,491,149円**

(イ) 2018年度末における再資源化預託金等の残高：862,352,557,714円

(ロ) 2019年度に預託された再資源化預託金等の総額：50,858,430,328円

(ハ) 2019年度に自動車製造業者等又は情報管理センターに払渡された再資源化預託金等の総額：33,371,696,285円

(ニ) 2019年度末における承認・認可済特定再資源化預託金等の残高：0円

(ホ) 2019年度に中古車輸出した自動車所有者への返還が確定された再資源化預託金等の総額：17,712,480,948円

(ヘ) 2019年度に出えん等を行った承認・認可済特定再資源化預託金等の総額：304,319,660円

⑥2019年度末における2018年度までの運用利益金の残高
= (イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)-(ホ)
= **73,264,939,636円**

(イ) 2018年度末の運用利益金の残高：80,154,358,298円

(ロ) 2019年度に再資源化預託金等の払渡し等に付して支払った利息の総額：6,850,596,204円

(ハ) 2018年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額：6,130,624円

(ニ) 2019年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計：9,753,423円

(ホ) 2018年度以前に請求され、2019年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、2018年度までの複利計算した元利合計額と返還金額との差額：22,938,411円

$$= \frac{4,721,282,848}{935,087,430,785} = 0.00504902\cdots \Rightarrow 0.00504^{※}$$

※使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条の規定に基づき、小数点以下5位未満の端数を切り捨てる。

参考1 各年度の利率の推移

各年度の利率の推移は以下のとおり。市場金利の低下による運用利益金の減少に伴い、近年の年度利回りは低下傾向にある。

(金額の単位：千円)

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
利率： ①+②+③+④ / ⑤+⑥	0.004%	0.380%	0.835%	1.132%	1.248%
①当年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金の総額	4,060	1,710,622	5,866,396	8,687,612	9,777,607
②前年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額	－	239	2,202	1,594	2,755
③当年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等	－	174	3,323	7,654	6,951
④前年度以前に請求され当年度に返還がされた再資源化預託金等について前年度までの複利計算をした元利合計額と返還金額の差額	－	0	1,390	9,680	16,184
⑤当年度末における再資源化預託金等の残高	95,531,158	449,689,266	701,551,846	761,793,251	770,655,774
⑥当年度末における前年度までの運用利益金の残高	－	3,647	1,647,722	7,092,459	14,860,950

2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
1.304%	1.344%	1.330%	1.299%	1.236%	1.163%	1.062%	0.900%	0.747%	0.621%	0.504%
	11,098,920	11,295,744	11,274,547	10,972,591	10,426,665	9,587,915	8,265,177	6,925,270	5,781,459	4,721,282
248	4,669	7,737	2,291	4,250	8,759	8,176	8,538	2,029	3,541	6,130
7,965	8,111	5,837	6,865	9,136	8,766	7,509	8,833	7,618	8,767	9,753
1,719	2,398	12,083	22,629	35,751	64,233	95,238	44,185	33,531	29,171	22,938
786,100,514	794,595,428	810,416,203	821,439,261	835,191,063	840,897,875	845,169,050	853,325,252	858,505,964	862,352,558	861,822,491
23,282,653	31,770,650	40,644,758	48,620,950	55,825,959	61,960,843	67,288,498	71,641,845	73,877,852	74,331,420	73,264,939

使用済自動車の再資源化等に関する法律（抄）

（利息）

第75条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さなければならない。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（抄）

（利息）

第70条 法第75条の規定により再資源化預託金等に付する利息の額は、当該再資源化預託金等（既に法第98条第3項の規定による認可を受けたものを除く。）について、法第76条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第4項若しくは第6項の規定による払渡しの請求、法第78条第1項の規定による取戻しの請求、法第98条第1項の規定による承認の申請又は同条第3項の規定による認可の申請（以下この条において「請求等」という。）がされたときに、当該再資源化預託金等の額に対し当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該請求等がされた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た元利合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該再資源化預託金等の額を減じて得た額とし、その利率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 法附則第1条第2号の政令で定める日（平成17年1月1日）が属する年度

当該年度において再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額を当該年度末における再資源化預託金等（法第98条第1項の規定による承認又は同条第3項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等を除く。）の総額で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二 法附則第1条第2号の政令で定める日（平成17年1月1日）が属する年度の翌年度以降の年度

当該年度において再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額に次に掲げる額を加えて得た額（以下この条において、「運用利益金総額等」という。）を当該年度末における再資源化預託金等（法第98条第1項の規定による承認又は同条第3項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等を除く。）の総額に再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の当該年度の前年度末における残高の額を加えて得た額から当該年度に再資源化預託金等に付した利息の総額及び次に掲げる額を減じて得た額（以下この条において「再資源化預託金等総額等」という。）で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

イ 当該年度の前年度における運用利益金総額等から当該年度の前年度における再資源化預託金等総額等に当該年度の前年度の利率を乗じて得た額を減じて得た額

ロ 当該年度に法第76条第1項、第4項若しくは第6項の規定による払渡し若しくは法第78条第1項の規定による取戻しがされ、又は法第98条第1項の規定による承認若しくは同条第3項の規定による認可を受けた再資源化預託金等（既に同項の規定による認可を受けたものを除く。以下この条において「払渡し等がされた再資源化預託金等」という。）の額（その利息の額を除く。）に対し、当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該再資源化預託金等について請求等がされた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た元利合計額の総額から当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額の総額を減じて得た額

ハ 当該年度の前年度以前に請求等がされ、当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額（その利息の額を除く。）に対し、当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該年度の前年度までの期間に応じ、複利の計算をして得た元利合計額の総額から当該年度の前年度以前に請求等がされ、当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額の総額を減じて得た額